

滋賀県大津・高島地域雇用開発計画

滋 賀 県

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 雇用開発促進地域の区域	2
(1) 区域の概況	2
(2) 求人・求職状況	3
3. 労働力の需給状況とその他雇用の動向	4
(1) 求人数、求職者数及び求人倍率の動向	4
イ 求人数の動向	
ロ 求職者数の動向	
ハ 有効求人倍率の動向	
一般有効求人倍率の推移（パートを含む）	
常用有効求人倍率の推移（パートを除く）	
(2) 就業構造	6
4. 地域雇用開発の目標	7
5. 地域雇用開発を促進するための方策	7
(1) 地域雇用開発促進のための措置	7
イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項	
ロ 職業能力開発の推進に関する事項	
ハ 労働力需給の円滑な統合の促進に関する事項	
ニ 各種支援措置の周知徹底に関する事項	
ホ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項	
(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組	8
6. 計画期間	9

滋賀県大津・高島地域雇用開発計画



1. 計画策定の趣旨

国が推進する地域雇用対策の一環として、雇用情勢の地域差を是正し、地域的な雇用構造の改善を図るため、「地域雇用開発促進法（昭和 62 年 3 月 31 日法律第 23 号）」に基づき、雇用情勢の特に厳しい地域（以下「雇用開発促

進地域」という。)について、都道府県が地域雇用開発の促進に関する計画(以下「地域雇用開発計画」という。)を策定し、厚生労働大臣の同意を求めることができることとされている。

この同意を得た地域雇用開発計画に係る雇用開発促進地域においては、地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、国から一定の助成が受けられるようになっている。

全国的に雇用情勢が改善している中で、雇用情勢の回復の動きが弱い地域など、雇用構造の改善の取組を実施していく必要性のある地域があり、今回、天津公共職業安定所が所轄する大津市、高島市の2市が雇用開発促進地域の要件に該当することとなった。

このため、「滋賀県大津・高島地域雇用開発計画」を策定し、今後の地域雇用開発のための措置を図るものである。

2. 雇用開発促進地域の区域

(1) 区域の概況

大津・高島地域雇用開発計画において、雇用開発促進地域とする区域は、天津公共職業安定所が所轄する大津市、高島市の2市である。

[対象地域]

地 域	公共職業安定所	市町名
大津・高島地域	天津公共職業安定所 (高島出張所を含む)	大津市、高島市

本地域は、県の南部から西部に位置し、面積は約 1,157k m²で、県全体の約 29%、人口は 390,998 人と県全体の約 28%を占めて地域の西部と南部が京都府に、北部が福井県に接している。鉄道網としては、JR琵琶湖線やJR湖西線、京阪電鉄が地域内を結んでおり、通勤、通学などの社会・経済活動等に重要な役割を果たしている。

また、道路網として、名神高速道路と国道1号線、161号線や湖西道路などにより結ばれている。

当地域は、教育機関が集積しているほか、商業も含め、県都大津市を中心

とした人、物の流れが盛んな一大産業地域である。

[地域の概況]

地 域	面 積		人 口	
	(k m ²)	県全体に対する 割合 (%)	(人)	県全体に対する 割合 (%)
大津・高島	1,157.56	28.8	390,998	27.7
県全体	4,017.38	100.0	1,412,916	100.0

※資料 平成 27 年国勢調査

(2) 求人・求職状況

本地域の最近 3 年間ににおける一般有効求職者数は月平均 5,556 人であり、労働力人口に占める割合は平均 3.0%と全国平均 3.0%と同数値となっており、求職者数の割合が全国平均以上という地域要件を満たしている。

また、本地域の一般有効求人倍率は、最近 3 年間の月平均値が 0.98 倍と全国平均の基準値 0.90 倍を上回り、最近 1 年間の月平均値は 1.06 倍と全国平均の基準値 1.00 倍を上回っているが、常用有効求人倍率については、最近 3 年間及び 1 年間の月平均値が 0.74 倍及び 0.83 倍と、それぞれ全国平均の基準値の 0.75 倍及び 0.85 倍を下回っており、地域要件を満たしている。

[一般有効求職者数(パートを含む)月平均値の推移]

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
全 国	1,979,477	1,865,558	1,792,673
大津・高島地域	5,710	5,512	5,445

[労働力人口に対する一般有効求職者数の割合] (単位：%)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	3 年平均
全 国	3.2	3.0	2.9	3.0
大津・高島地域	3.1	3.0	3.0	3.0

※労働力人口 全国 61,523,327 人、 地域 184,200 人

[一般有効求人倍率、常用有効求人倍率] (単位：倍)

	一般有効求人倍率 (月平均値)		常用有効求人倍率 (月平均値)	
	平成 29 年	3 年平均	平成 29 年	3 年平均
全 国	1.50	1.35	1.27	1.12
基準値	1.00	0.90	0.85	0.75
当地域	1.06	0.98	0.83	0.74

※資料： 滋賀労働局

3. 労働力の需給状況とその他雇用の動向

(1) 求人数、求職者数及び求人倍率の動向

イ 求人数の動向

[有効求人数月平均値の推移（一般及びパートを含む全数）] (単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
大津・高島地域	5,028	5,557	5,777

ロ 求職者数の動向

[有効求職者数月平均値の推移（一般及びパートを含む全数）] (単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
大津・高島地域	5,710	5,512	5,445

ハ 有効求人倍率の動向

[一般有効求人倍率の推移（パートを含む）]

（単位：倍）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
大津・高島地域	0.88	1.01	1.06

[常用有効求人倍率の推移（パートを除く）]

（単位：倍）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
大津・高島地域	0.63	0.77	0.83

※資料： 滋賀労働局

(2) 就業構造

計画区域の産業別就業者の割合は、平成 27 年国勢調査によると、第 1 次産業が 1.9%、第 2 次産業が 23.4%、第 3 次産業 70.2%となっており、県全体と比べて第 3 次産業の割合が高い。

[主な産業別就業者数]

産業（大分類）	計画区域（人）	構成	県全体（人）	構成
第 1 次産業 計	3,369	1.9%	17,935	2.6%
A 農業，林業	3,217	1.8%	17,468	2.6%
うち農業	3,055	1.7%	16,971	2.5%
B 漁業	152	0.1%	467	0.1%
第 2 次産業 計	41,532	23.4%	220,904	32.6%
C 鉱業，採石業，砂利採取業	27	0.0%	163	0.0%
D 建設業	11,332	6.4%	39,953	5.9%
E 製造業	30,173	17.0%	180,788	26.7%
第 3 次産業 計	124,407	70.2%	414,488	61.1%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,085	0.6%	2,873	0.4%
G 情報通信業	3,397	1.9%	8,468	1.2%
H 運輸業，郵便業	7,119	4.0%	31,699	4.7%
I 卸売業，小売業	27,175	15.3%	95,455	14.1%
J 金融業，保険業	4,652	2.6%	13,827	2.0%
K 不動産業，物品賃貸業	3,201	1.8%	9,155	1.4%
L 学術研究，専門・技術サービス業	6,345	3.6%	17,840	2.6%
M 宿泊業，飲食サービス業	10,663	6.0%	35,144	5.2%
N 生活関連サービス業，娯楽業	6,215	3.5%	22,935	3.4%
O 教育，学習支援業	10,764	6.1%	34,005	5.0%
P 医療，福祉	23,959	13.5%	78,390	11.6%
Q 複合サービス事業	1,240	0.7%	5,844	0.9%
R サービス業（他に分類されないもの）	10,499	5.9%	36,379	5.4%
S 公務（他に分類されるものを除く）	8,093	4.6%	22,474	3.3%
T 分類不能の産業	7,925	4.5%	24,649	3.6%
計	177,233	100.0%	677,976	100.0%

資料： 平成 27 年国勢調査

4. 地域雇用開発の目標

当地域の厳しい雇用情勢に対処するため、滋賀労働局・大津公共職業安定所、関係市等と連携しながら、当地域の特性を活かした地域づくりや、様々な雇用創出に係る方策を講じ、国の助成金の活用等により、概ね 150 名の雇用を創出することを目標とする。

5. 地域雇用開発を促進するための方策

(1) 地域雇用開発促進のための措置

イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

助成金を活用し、地域の特性や民間の活力を活かしつつ地域雇用開発の促進に努めることとし、具体的には事業所の設置・整備に伴い地域内に居住する求職者を雇用する事業主を対象とする「地域雇用開発助成金」などの国の助成措置の効果的な活用を図る。また、県・市が連携し企業の県内への誘致などに取り組むことで、本県経済の安定的発展と地元雇用確保を図る。

ロ 職業能力開発の推進に関する事項

求職者の就職の促進と労働者の雇用の安定を図るため、求職者および企業や企業で働く労働者等の職業能力の開発に係るニーズの把握に努め、公共職業能力開発施設における効果的な職業訓練の実施とともに、滋賀労働局や所管公共職業安定所等と連携したキャリア・コンサルティングや職業紹介等のきめ細かな支援を実施する。

また、雇用失業情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した多様な公的職業訓練の実施に努め、訓練受講機会の拡大を図る。

ハ 労働力需給の円滑な統合の促進に関する事項

滋賀労働局・所管公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、地域の労働市場の状況及び雇用に関する情報の積極的な提供を行うとともに、事業主と求職者のニーズや適性を考慮しながら、求人者と求職者の円滑なマッチングおよび県内企業の魅力の発信を図るため、就職面接会や企業説明会等を実施するとともに、企業情報サイト「WORK しが」などを通じて、求人者と求職者に対して、面接会等のイベントや、県内企業の魅力等の情報提供に努める。

二 各種支援措置の周知徹底に関する事項

雇用対策に関する法令・制度や各種支援策等について、関係機関が広報紙等での積極的な周知に努めるとともに、県のホームページや広報誌「滋賀労働」などの広報媒体を活用し、普及啓発に努める。

ホ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域における取組みを促進するため、地域雇用開発の方向についての地域関係者のコンセンサスを形成し、地域雇用開発を効果的に推進していく。滋賀労働局・所管公共職業安定所、関係市等と連携しながら、当地域の特性を活かした地域づくりや、様々な雇用創出に係る方策を講じるとともに、労使団体等とも意思の疎通を図り、当地域における地域雇用開発を効果的に推進する。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

平成 27 年 3 月に策定した滋賀県基本構想では、本格的な人口減少社会を迎える中で、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の基本理念のもと、7つの重点施策を掲げており、先駆的・重点的に取り組むこととしている。本構想における雇用関連の施策として

- ・子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現
- ・すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現
- ・滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造を掲げている。

また、これらの施策の展開として、

- ・若者や女性が働き、活躍できる社会づくり
 - ・高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり
 - ・滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援
 - ・これからの時代を切り拓くイノベーションの創出
 - ・地域主導による「地産地消型」・「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり
- を実施していくこととしている。

さらに、基本構想の重点政策を推進するためのエンジンとして平成 27 年 10 月に、策定した「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」では、以下の雇用関連のプロジェクトに先駆的・重点的に取り組むこととしている。

「滋賀ウォーターバレープロジェクト」

水環境の課題解決に向けた技術、製品、情報をはじめ、企業や大学、政府関係の研究機関の集積（ウォーターバレー）を目指すとともに、その連携によりプロジェクトを創出・展開し、水環境ビジネスの推進を図る。

「次世代のための成長産業創出プロジェクト」

次世代の雇用につながるモノづくりベンチャーや第二創業の企業が数多く生み出されるよう、産業支援プラザと連携し、創業者が金融機関等からのサポートを受けながら、大学、モノづくり企業、企業OB等と連携できる仕組みを創出する。

また、現在、健康創生特区で取組を進めている医療・健康分野の機器やサービスの開発など、将来、国内外において成長が見込まれる滋賀ならではの新たな産業の創出を進める。

「産業人材育成・確保プロジェクト」

滋賀大学データサイエンス学部など、新設される学部をはじめ、県内大学等との連携を強化するなど、将来の滋賀の産業を支える人材を育成するとともに、県内外の学生が県内の企業や農業法人等の魅力を直接経験できるインターンシップの仕組みを構築するなど、滋賀で働く優秀な人材を確保する。

「働く力・稼ぐ力向上プロジェクト」

滋賀の若年労働者の県内就業と定着の促進、女性の活躍推進、中高年者の再就職支援、障害者の就労支援、働きやすい職場環境づくりを目指す中小企業への支援などにより、滋賀で働き、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら活躍できる力の向上を目指す。

6. 計画期間

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から3年間とする。